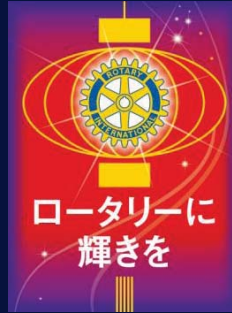


WEEKLY NEWS

2014-2015年度 《41号》

週報 通算 2139回



第2640地区

和歌山東南

ロータリークラブ

本日の例会

6月10日(水)
18:30~華月殿

- ・開会点鐘 坂口会長 ・ロータリング：四つのテスト、夏の思い出
- ・出席報告(例会委員会) ・会長挨拶 ・幹事報告 ・ニコニコ箱(寄付金)報告
- ・年間活動報告① 各委員会 ・閉会点鐘 坂口会長

先週例会報告 会場監督 赤在依美

ゲスト:NPO法人子どもおろも 理事 土井智也様(弁護士)・ビジター:和歌山東RC:林 毅様

会長挨拶

坂口 和男会長

こんばんは。ゲストの土井先生 後ほど卓話よろしくお願ひします。
 ビジターの和歌山東RC 林様、本日はようこそお越しくださいました。林様は日興証券
 和歌山支店長です。今後共、株式・投資信託などのご指導よろしくお願ひします。

これより総会を開会します。本日の出席は31名です。3分の2の賛成で成立します。
 5月20日定例理事会に於いて、下記の案件を承認しました。

案件① 和歌山東南ロータリークラブ細則 第5条 会合

《現行》定例理事会は毎月第3例会日に開催されるものとする。

《改正案》定例理事会は毎月1回開催されるものとし、開催日時は当年度会長が決定するものとする。

ご意見が無ければ案件①を可決させていただきます。

案件② 45周年記念事業のための費用をご協力いただく件。(上期請求時 20,000円、下期請求時 20,000円/
 お一人様) 案件②に対しては私の委細又数字などの説明が後に成り、ご迷惑をおかけしました。お詫び
 申し上げます。45周年実行委員長の辻本会員 説明よろしくお願ひします。辻本会員ありがとうございます。
 ご意見なければ案件②を可決させていただきます。

案件①案件②を承認して頂き、ありがとうございます。



幹事報告

谷口 拓幹事

①2015-16年度ロータリー手帳を10冊購入しております。御入用の方は事務局まで
お知らせください。

② 地区より1件のお知らせが届いております。

・ローターアクトクラブ第33回地区大会のご案内。

日時：6月14日(日)、13:00~17:45、場所：河内長野市立文化会館ラプリーホール

③和歌山東RCより例会場変更の案内が届いております。

7月2日(木)より (旧)ルミエール華月殿 ⇒ (新)ダイワロイネットホテル和歌山4F

④「識字率向上運動協賛」で皆様にご協力いただきました書き損じはがき(未使用はがき含む)58枚、未使用
テレホンカード41枚、未使用図書カード1枚を日本ユネスコ協会連盟に郵送しました。お礼状を各テ
ブルに1部ずつ置いておりますので、お目通しください。

⑤和歌山南RC 田中章慈会員 ご令室がご逝去されました。

クラブより弔電をお送りしています。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



出席報告

出席者 出席率

ニコニコ	米山記念 奨学会	ロータリー 財団	東南育 英会	45周年記念 BOX	紀南災害 義援BOX
累計 2,098,298	167,000	165,000	67,000	1,327,200	0

会員総数	50名	6/3	31名	64.58%
出席免除会員	3名	5/13	42名	87.50%

土屋君・辻本先生 先日はありがとうございます。
 中岡君・土井先生 本日はよろしくお願ひします。
 本人お誕生日お祝ひ・有本君。
 ご結婚記念日お祝ひ・山口君。

45周年記念BOX

坂口君・土井先生、卓話よろしくお願ひします。
 谷口君・土井先生、本日も卓話お願ひします。
 辻本君・私事で皆様にご迷惑をおかけし、申し訳ありません。
 中板君・5月 国木原の紅寿会で優勝しました。
 土屋君・保田さん 先日はお世話になりました。
 平君・辻本先生 受勲おめでとうござひます。45周年委員長 よろしくお願ひ致します。



「寄附金贈呈2回目」 子どもセンターるーもへ 社会奉仕委員会より。

1回目 2014年12月10日(水) 例会場にて
 100,000円(社会奉仕より50,000円 るーもBOX50,000円)
 2回目 2015年6月3日(水) 例会場にて
 101,100円(社会奉仕より50,000円 るーもBOX51,100円)



外部卓話「児童虐待と子どもシェルター」 NPO法人子どもセンターるーも 理事 土井智也(弁護士)様



1. 子どもに関する法としては以下のようなものがある。
 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
 児童福祉法、児童虐待防止法
 憲法、民法、少年法、家事事件手続法等
2. 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
 →1994年4月22日、日本が子どもの権利条約を批准し、158番目の締約国となる。
 →重要な条項として、第3条第1項。児童の最善の利益を主として考慮すべきとされている。
3. 民法
 親権とは身上監護権と財産管理権の総称であり、あくまで、子どもがその意思を尊重され、自己決定権を有することを前提として親権は行使されなければならない。 親権の喪失・停止制度

4. 児童虐待防止法

→虐待の類型を定めるとともに、児童虐待が疑われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所等に通告しなければならないという守秘義務よりも優先する通告義務を規定

5. シェルターについて

10代の女子を対象にして、この1年7か月で22名の子どもを受け入れた。平均して2か月程度滞在している。